

令和6年度 まいぶんキット 貸出事業のお知らせ

鹿児島県立埋蔵文化財センター

1 貸出事業とは

埋蔵文化財センターでは、普段の授業や郷土教育への取組を支援するため、教室の中で本物の土器や石器に触れることのできる機会を提供しています。学校からのご要望に合わせて、学習に活用できる教材「まいぶんキット」の貸出を行っています。

2 対象

県内の埋蔵文化財学習支援教材の貸出を希望する学校

3 貸出し手順

- (1) 授業計画等に応じたご要望をお知らせください。
- (2) ご要望について打ち合わせをさせていただきます。
- (3) ご要望に応じた「まいぶんキット」を準備いたします。
- (4) 「まいぶんキット」をお渡しします。
- (5) 授業等で「まいぶんキット」を活用していただきます。

4 まいぶんキットの内容

縄文時代や弥生時代などの土器や石器をセットにしたものを基本に、県内遺跡の出土品や関係資料など、ご要望にできるだけ対応いたします。

〈まいぶんキットのセット例〉

| 校種 | 学年 | 教科等 | 貸出内容 |
|-----|------|-----|--|
| 小学校 | 6年 | 総合 | 縄文・弥生時代の土器片及び石器、施文具 |
| 中学校 | 1年 | 社会科 | 縄文時代の土器片、縄文・弥生土器の完形品 |
| 高校 | 2・3年 | 日本史 | 地域の遺跡の出土品、戦争関連の出土品、地域交流がわかる出土品（貝製品、中国瓦等） |

※ 施文具とは、土器の文様をつける道具（縄・貝殻など）



【写真】縄文土器の完形品、弓矢と石斧（複製）、まいぶんキット

5 申込み方法等

- (1) 日程、内容、受取方法などを、当センターにお問い合わせの上、申込書をメールまたはFAXで送付してください。
- (2) 申込書は、当センターホームページからもダウンロードできます。
- (3) 貸出の状況によっては、日程を調整させていただく場合があります。
- (4) まいぶんキットの貸出・返却は、原則として、当センターで直接行うことになります。
- (5) 貸出にかかる費用（運搬費等）は、学校側で負担をお願いします。
- (6) ご不明な点は、下記の問合せ先までご連絡ください。

〈問合せ先〉

鹿児島県立埋蔵文化財センター まいぶんキット貸出事業担当まで
〒899-4318 霧島市国分上野原縄文の森2番1号
[TEL] 0995-48-5811 [FAX] 0995-48-5821
[URL] <https://www.jomon-no-mori.jp/>
[e-mail] maibun@jomon-no-mori.jp